

「笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例（案）」の概要

1 条例制定の背景など

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号及び第105号）を受け「道路法第30条」の一部改正により、市が管理する市道（以下「道路」といいます。）の構造の一般的技術的基準（道路構造令）について、政省令を参酌して条例で定めることになりました。

道路構造令は、道路を新設し、又は改築する場合における道路の一般的技術基準を定めるものです。

今回の市条例の制定に伴い、市が管理する市道については市条例の基準が適用され、高速道路及び国道はこれまでどおり国が定めた基準（政令等）が適用されます。

2 制定内容

（1）道路の構造の一般的技術的基準について、次の項目について道路構造令で定める基準と同一の基準を設けます。（第1条～第44条）

（基準を定める項目）

趣旨、用語の定義、道路の区分、車線等、車線の分離等、副道、路肩、停車帯、軌道敷、自転車道、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分、植樹帯、設計速度、車道の屈曲部、曲線半径、曲線部の片勾配、曲線部の車線等の拡幅、緩和区間、視距等、縦断勾配、登坂車線、縦断曲線、舗装、横断勾配、合成勾配、排水施設、平面交差又は接続、立体交差、鉄道等との平面交差、待避所、交通安全施設、凸部、狭窄部等、乗合自動車の停留所に設ける交通島、自動車駐車場等、防護施設等、トンネル、橋、高架の道路等、附帯工事等の特例、小区間改築の場合の特例、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、委任

（2）条例で定める基準の対象外

- ・道路構造令の第4条（設計車両）、第12条、第39条第4項及び第40条第3項（建築限界）、並びに第35条第2項及び第3項等（橋等の設計自動車荷重）は、引き続き政令で定められる基準でありますことから、条例で定める基準の対象外となります。（道路法第30条第2項による）
- ・道路の区分は、道路構造令の第3種（第1級を除く）及び第4種とし、同令の第1種、第2種及び第3種1級に関連する技術的基準は、条例で定める基準の対象外となります。
- ・道路構造令の第37条（区分が変更される道路の特例）については、市は該当がないので条例で定める基準の対象外となります。
- ・防雪施設に関する技術的基準は、市の地域特性に関連のない項目として、条例で定める基準の対象外となります。

（3）市独自基準案

- ・歩道の幅員は、地形の状況とその他の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができます。